【栃木県】令和８年７月17日から18日にかけての大雨に伴う災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生へ

（日本学生支援機構 給付奨学金家計急変採用及び緊急採用・応急採用等のお知らせ）

このたび、下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。日本学生支援機構では、災害救助法適用地域に居住する世帯の学生で、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する方について、給付奨学金【家計急変採用（学部生のみ）】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】の申請を受け付けております。給付・貸与奨学金の申請希望者は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）の窓口までご連絡ください。

１　災害救助法適用地域及び適用日

適　用　地　域：【栃木県】足利市

災害救助法適用日：７月１７日

適用地域の詳細については、下記ページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

２　給付奨学金【家計急変採用（学部生のみ）】、貸与奨学金【緊急採用・応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、奨学金の申請を受け付けます。給付奨学金【家計急変採用（学部生のみ）】に採用された場合は、給付奨学金の支給と併せて、授業料減免の支援を受けることができます。申請をご希望の際は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）窓口までご連絡ください。

３　ＪＡＳＳＯ災害支援金

上記に加え、学生等又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が１か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請も受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認いただき、申請をご希望の際は、各キャンパス（南大沢・日野・荒川・晴海）窓口までご連絡ください。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

※件名には【令和８年７月１７日からの栃木県大雨の災害】と記載してください。

連絡の際は、学修番号、氏名、所属を必ず記載してください。

【担当】
東京都立大学学生課厚生係
日本学生支援機構奨学金担当
Mail：shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp